

件 名	会計年度任用職員の通勤手当について
受付日	令和6年12月19日
ご意見・ご提案 の概要	職員の通勤手当は所得税・住民税の課税対象となっているようであるが、会計年度任用職員の場合は、旅費扱いで非課税となっており、問題ではないのか。
県の考え方	パートタイムで勤務する会計年度任用職員の通勤手当相当の費用弁償については、予算上は「旅費」に計上していますが、常勤職員の通勤手当と同様に、所得税法第9条及び所得税法施行令第20条の2に規定された非課税所得を超える額に対しては所得税の課税対象とし、適切に源泉徴収及び納税を行っております。
担当課	総務部 人事課 総務部 総務事務センター